

○路外駐車場設置（変更）届

（１） 設置届、設置変更届（駐車場法第 12 条）

《届出書に必要な書類》

設置する際、あらかじめ届出してください。届出は２部必要です。

設置（変更）届出に必要な書類

番号	必要書類	縮尺	備考
1	設置（変更）届出書		別紙 1（駐車場法施行規則第 1 条）
2	付近見取図	1/10,000 以上	
3	駐車場配置図	1/200 以上	
4	路外駐車場チェックシート（構造及び設備の基準）		
5	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第 12 条届出書		別紙 2（建築物又は建築物特定施設でない路外駐車場のみ）
6	認定書の写し		
	特殊装置設置計画書		別紙 3

ア） 駐車場配置図においては、駐車場の区域、車室の配置、周囲の道路の状況、出入口の大きさ、構造、駐車場内の設備、車いす使用者用駐車施設、移動等円滑化経路その他の主要な施設がわかる必要があります。

イ） 建築物の駐車場の場合は、次の図面も添付してください。（スロープ勾配を必ず記入下さい。）

○平面図（1／200 以上）：駐車場のある階のみで足ります。

○立面図（1／200 以上）：2 面以上

○断面図（1／200 以上）：2 面以上

○照度計算書

○換気計算書

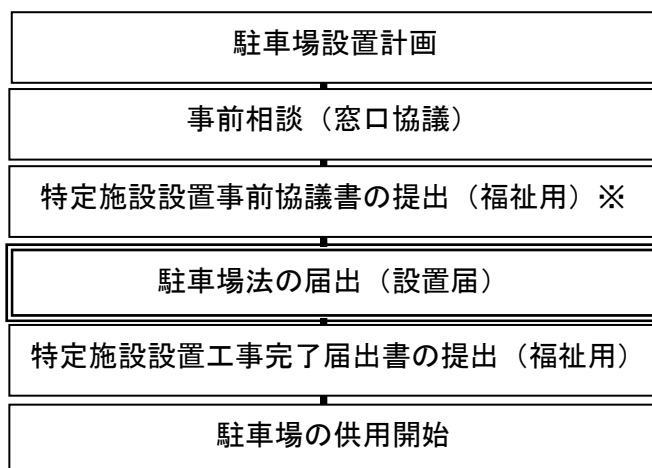
ウ） 一般公共の用に供する部分と、それ以外の部分が混在する場合は、それぞれ色分け等で標示してください。

エ） 別紙 2 の届出書については、平成 18 年 12 月 20 日より、「高齢者、障害者等の移動等の円滑の促進に関する法律」に基づく届出が必要となりましたので、設置届と併せて届出してください。

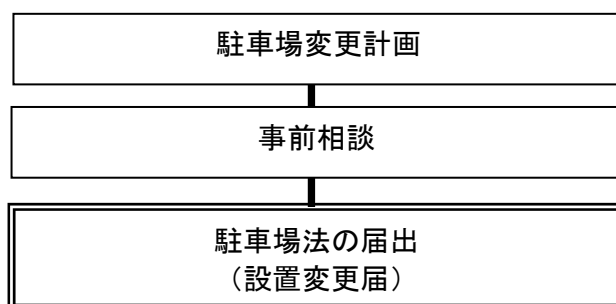
オ） 番号 6 については、平成 27 年 1 月 1 日より、駐車場法施行規則の一部が改正されたことにより、駐車場法施行令第 15 条に規定される特殊の装置を用いる場合は、設置（変更）届と併せて提出して下さい。

（２） 手続きの流れ

＜届出駐車場を設置しようとする場合＞



＜届出駐車場の内容を変更とする場合＞



※ 特定施設設置事前協議書については、事前相談時に説明しますが、基本は建築物でない届出駐車場の場合、協議が必要となります。